

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（平成29年度美浜町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第1号 専決処分事項の報告（平成29年度美浜町一般会計補正予算（第5号））につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を42億18,046千円とするものでございます。

去る10月22日に接近した台風21号による大雨で和田不毛一帯や入山、吉原、上田井地区の一部が広く冠水し、稲刈りを終えた田んぼから稲わらが大量に流出し、折からの北東方向からの暴風によって町道や南側の田んぼ等に大量の稲わらが堆積する状況が発生いたしました。町道に堆積した稲わらは通行の妨げとなるためすぐに除去したものの、南側の田んぼや畑に堆積した大量の稲わらについては町が重機を借り上げて後日作業することとしたもので、農地費の使用料及び賃借料に3,000千円を歳出補正させていただき、歳入では地方交付税に同額を計上いたしました。

11月7日付でやむなく専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） これ、被害としては十分私も確認していますし、町としてこういう対応をとられることに別にどうこう言うつもりはないんですが、あの時期にああいう冠水が出た、あるいは風向きも含めて稲わらが大量に打ち上げられたとか押し寄せたりと、こういう被害は当然、想定もあるところではできたようなことでもあるかと思うんです。今回の対応をどうこう言うんではございませんが、町として農業者さんにこういったときの対策というか、そういったことは町から要望するというお考えはございますか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

町としては、農業委員会の場合ですとか農業者さんたちの任意団体への会合の場におきまして、稲刈りをした後の稲わらについては田んぼのほうにすき込んでおいて、まぜ込んでおいていただきますよう何とぞよろしくお願いたしますということで申し入れはさせていただいております。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 農業者さんは一応それで理解を得られているということですか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） ある一定の理解はしていただいていると思っております。
以上です。

○議長（高野正君） ありませんか。6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 大量に出た稲わらですが、キャンプ場の向こうへようけ積んであったと思うんですけども、あれはまた再利用とか何か考えておられるんですか。堆肥になるような気がするんですけどね。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

まず、今回の稲わらの処理につきましては、道路上の部分、それから今回の専決処分に
おける田んぼの中の部分、それらの稲わらにつきましては全てもう処分場へ搬入が完了し
ております。

以上です。

○議長（高野正君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（平
成29年度美浜町一般会計補正予算（第5号））については承認することに決定しました。

日程第2 議案第1号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町情報公開条例の一部を改正
する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第1号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町情報公開条例
の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

この条例改正は、国の行政機関個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日に施行
され、町の個人情報保護条例と情報公開条例それぞれに上位法の改正に伴う字句の訂正や
条文の追加があったものでございます。

まず、第1条では、美浜町個人情報保護条例のうち第2条の個人情報の定義が、それま
での氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものから、文書以外の
電磁的記録等を含め特定の個人を識別できるものや個人識別符号が含まれるものなど、具
体的な記述に改められました。

次に、第6条の届け出の必要な個人情報の収集、第7条の収集の制限の改正では、新たに本人の人種、信条、犯罪歴などの要配慮個人情報という定義が追加されています。

また、第52条に、新たにこれまでなかった罰則の規定が追加されています。

第2条では、美浜町情報公開条例の一部改正として、同じく個人情報の定義が変わったことによる、公開しないことができる文書の字句の訂正がされています。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 重箱の隅をつつくつもりはないんですけども、今後のために、こういう認識を持たねばいかんねんということを明確にするために、ちょっとお尋ねいたします。

確かに今、副町長が言ってくださいましたように、時代の流れとともに磁気媒体というか、そういうものが発達してきた。そこで聞きたいんですけども、例えばUSBを仮にしましょう。今フロッピーとかCD、いろいろある。情報公開でそれに入れていたものを持ち運びというか、貸し借りしたら悪いと言うんか、課の中でも。そういう厳しいものなのか、文章ならば明らかに見れますけれども、USBのフォルダーだったら入ってあるだけでわからん。そういった場合、その管理はどうするかというようなところも問題になってくる可能性があると思うんです。そこら辺、我々も気をつけないかんとこはあると思うんで、そこら辺ちょっと具体的なところを教えてほしいなど。

要するに簡単に言えば、USBに入っていたら置いてあっても読み取れんわけよらよ。でも、置いてたら悪いというんか、貸し借りと言わいでもそういうことをしたら悪いんや、それもきちんと保管しておかないかんねんという、そこまで厳しいものなかなんかという点が1点。

それと、第7条の3項のところですか、旧の中には思想、信条及び信教に関する個人情報、社会的差別の原因になるおそれのある個人情報、確かに今まで信教の自由は、たしか憲法20条だったように思うんですけども、保護されておまして、これが今度新しい改正のほうではなくなったと。これは、やっぱり新しい情報では思想、信条及び信教に関するという、あれは何教に入ってるんや、この人は何の信者やと、こういうことは対象にならんようになるんかなと、ちょっと後退したような気がするんですけども、このところがわかったらお願いします。

それと、3つ目、情報公開のほうですけども、議会でも今まで議会だよりを発行するときに、メインにぱっと写ってあるとき、例えば幼稚園とかなんとかのお子さんの写真を表紙に可愛らしいんで持ってくるときに、これ載せさせてもらってよろしいですかと、こういう了解はとっているんです。でも、この文言にしたら、音声、動作、その他とかいうて個人が識別することができるというたら、何か後ろに写ってても、これ誰やとわかるようなものまで許可をとらないかん時代になったんかというんか、今までだったらメインに

写っている人だけは許可をもらっていたけれども、後ろにまで気は使わなかったわけ。でも、こういう文言が新しく入るといことは、やっぱり議会だよりのようなものにまでももっと厳しく情報公開に当たっては配慮せないかなのかなという、そこら辺、具体的なところについてご答弁いただけたらありがたいです。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福嶋教君） お答えいたします。

今回の改正については、どちらかという今まで個人情報という紙文書で、それを見ればすぐにこの人は誰やなとわかるような情報というざっとしたイメージしかなかったやつを、もう少しそういう電磁的記録やというあたりを具体的に定めて、どちらかという個人情報を逆にこういう部分は扱ってもいいです、公開してもいいですという、もっと活用しやすい方向にというふうな趣旨での改正というふうに聞いています。

ですので、今までこれは個人情報に該当するからだめ、何でもだめみたいな感じのところだった概念を、もう少し、だめなのはこれとこれというふうに具体的にうたうことによって、逆にそこに載っていないやつはもう少し活用できますよというふうな捉え方をできるようにするための改正というふうに、今回の国の法律の改正はそういうふうなことであると聞いています。

それで、先ほど言われるUSBの管理とかいう部分は、条例の趣旨とはまた別なんだとは思いますが、やはり持っているだけでもというか、基本、今、役場のシステムなんか、去年セキュリティー強化というのがありまして、今もう基幹系の電算業務からそういう個人に係る情報をUSBに取り出そうとすると、各課長が持っている特定のUSBに特定のパスワードを入れるものを使わないとそこには出力できないというふうな規制をかけるようにしてございます。

それと、先ほどの要配慮個人情報の定義というのが今回初めて国の法律の中に定められてまして、これは後退というよりは、逆にこういう人種、思想、信条とかいうのも今まで以上に慎重な取り扱いをすべきというふうな趣旨で新たに追加された項目というふうに聞いていますので、ここは、後退というよりは、こういう部分も今まで以上に個人情報として慎重に取り扱おうと、むしろ前進という定義ではないかと理解してございます。

それと、先ほどの広報に写り込む後ろの人の顔まで了解が要するのかというあたり、個人情報、情報公開とそれも直接つながるかどうかという部分はあると思いますけれども、確かに、予期せずにそこに写り込んだことによってその人が何でそこにそのときあなたはいるのよというようなことになって、大きな影響を受けるということも可能性ゼロではないと思いますので、やはり公のそういう広報紙とかに写る場合については、中心に写った人だけでなく、その周囲に写る方についても一定の配慮が必要なのではないかなというふうに解釈してございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の説明、よく理解できました。

もうちょっとだけ突っ込んでなんですけれども、結局、要配慮個人情報というもののの中に思想信条及び云々というところが1項、2項じゃなしに前に書いている本人の人種、信条、社会的身分、犯罪等の経歴と、こういうことの中に包括されると。それで、昔よりもこの部分については思想信条というのか、何々教やの何々党やのということは情報を集めてはいかんとというような、こういうような理解の仕方でもいいんでしょうねということ。

それと、議会だより等の写り込むという話なんですけれども、かなり現実的なものとしては難しいものがあるんです。私の知っている人で自動車のセールスをしやる人が、ちょっとさぼって釣り堀へ見に行ったら新聞へ写された。ちょっとぼけていたけれども、これおまえやないかと社長に叱られて、おまえ仕事中に何遊んでるんなど叱られて罰を受けたというか、減俸になったとかというような話を聞くんで、個人情報特定ということになったら、ほんまに重箱の隅をつついたようなことを言うようやけれども、そういうことになってくるんで、何を聞きたいかという、今までよりもやっぱり慎重に扱いなさいよというような理解の仕方をさせてもらってよろしいのかなということだけ、ちょっとつけ加えてお伺いします。

○総務政策課長（福島教君） まず、要配慮個人情報についてです。解説本を見ますと、信条であるとか社会的身分という、センシティブ情報という言い方をするようなんですけれども、そういうセンシティブな情報についての取り扱いは今までの国の個人情報保護法の中に特に明確な規定がなかったということで、それを一つ、今度新しく項目をとってわざわざ、個人情報という一般的な今まで言い方をしていたのとは別に、要配慮個人情報という新しい定義を今回追加して、より慎重に扱うようにということになったということでございます。

それと、先ほどの広報の写真とか今おっしゃられた営業の方がある新聞へ写り込んでしまったというお話等々ありますけれども、そこも同じことだと思います。今まで以上に慎重に取り扱わなければならないということと、それと最初に申しあげましたように、一方で個人情報の民間活用という中で、逆に個人が特定されない情報についてはどんどん活用していきましょうというふうな方向、今ビッグデータとかいう言い方をされていますけれども、そういうところで、例えば個人が特定されんけれどもどこでどんな買い物がいっぱい、どんなものがよく売れているとか、そういういろんな情報をもっと活用しやすいようにという側面も一方であるというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町個人情報保護条例及び美浜町情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤の育児休業取得に係る字句を訂正するものです。

具体的には、継続的に雇用される非常勤職員が養育する子の育児休暇を取得する場合、これまで1歳6カ月に達する日まででしたが、今回これに加えて、保育所の入所待ちであるなど特別な事情がある場合には子が2歳に達する日まで延長できるようになったものがございます。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 育児休業に関する条例の一部、この改正もよく出てくるなというのが率直なところなんです。最初ぱっと見たときに、うちの町は条文の整理が何もできてないんじゃないかと思うぐらいよく出てくるんですけども、町としては当然、今言うたように保育所であるとかそういった部分の町とかを国がにらんだ上で法律を改正したということで、女性のいわゆる社会進出というか、そういったものを支える上でこう変わってきているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられるとおりだと思います。臨時職員さんというのは割と不安定という形の雇われ方が多いんですけども、そういう方につきましても突然の解雇とか雇いどめとかそういうのがないように、それと正職員の方と同じように産休、育休もとれるという、こういう休暇制度も充実させていくというのが今の国の流れでございまして、これまでも1歳半まで育休が一応制度上とれるということになっていたんですけども、保育所へなかなか入れないというふうな都会の事情がありまして、そういう場合は今度は2歳まで育休がとれるというふうに国の法律が改正になったということでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴木基次君） 我が町の現状を教えてくださいんだけれども、これは非常勤職員ということです。非常勤職員にもいろいろあるかと思うんだけれども、実際この条文に該当する現在美浜町の非常勤職員、こども園に相当非常勤職員がいてるんで、そこあたりが主だと思うんです。実際、育児休業をとれる対象になる非常勤職員は美浜町に何人ぐらいいてるかということと、そして現実的に二、三年これを利用して、前まで1年半だったんですけれども、育児休業をとった例が何件ありますか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 実際のところ、美浜町での臨時、特に保育士さんとかのケースが多いんですけれども、今の雇用形態というのが1年ごとで一旦切る形になっていますので、条例上、制度上はこういう形をうたっていますけれども、今のところ、今の雇用の仕方であれば該当する方はいらっしやらないと。ですので、実績もゼロということになります。

以上です。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

今回の改正は人事院勧告によるものでございまして、4年連続の本俸と勤勉手当のアップが主な内容でございます。

現業職などを除く公務員には、憲法で保障する労働三権のうち団体交渉権の一部と争議権、いわゆるストライキ権が認められていないことから労使交渉が制限されているため、これにかわる手段として、国においては人事院が毎年4月1日の時点で民間給与との格差を調査し、その差を埋めるべく勧告を出してきているものでございます。

平成29年8月8日、人事院の総裁から衆参両議長、内閣総理大臣宛てに4年連続となる給与のプラス勧告が出され、11月17日に閣議決定、さきの特別国会で国家公務員給与法の改正が成立いたしました。

また、人事委員会を持たない市町村においては都道府県人事委員会における調査結果を参考に適切に対応を行うこととされており、和歌山県人事委員会も10月13日に国の勧告とはほぼ同じ内容の勧告を出していますので、美浜町においてもほぼ勧告に沿った内容で条例改正をお願いするものでございます。

今回の勧告の主な内容でございますが、大きく2点ございます。

まず、1点は給料表の額の引き上げでございますが、行政職（一）の額を国においては平均0.2%引き上げします。額にして月額400円から1千円の引き上げとなります。

2点目は勤勉手当でして、現行勤勉手当は年間1.7カ月のところを0.1カ月引き上げて年間1.8カ月とするものでございます。

以下、条文を追ってご説明いたします。お手元の新旧対照表もご参照ください。

条例改正の本文でございますが、第1条と第2条の2つに分かれています。

第1条では勤勉手当を年間0.1カ月引き上げるもので、ことし12月に支給される勤勉手当に0.1カ月上乗せするもので、一般職員は現在0.85カ月となっているものを0.95カ月、再任用職員については0.05カ月上乗せして、現行0.40カ月上乗せして0.45カ月とするものでございます。

附則第5項の改正は、6級以上、55歳以上の職員は1.5%減額されますので、それに伴う改正でございます。

この改正は、あくまで12月の勤勉手当にのみ適用されます。

あわせて、別表の給料表を改めます。

若い職員で号級の小さい職員は最大で月額1千円、級の高い職員では400円のアップとなるものでございます。ただし、平成27年4月に給料表が大きく下がった際に現給保障を受けている職員については、実際は給料分の差額が出ない場合もございます。

第1条のうち、給料表の改正は平成29年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当の引き上げの改正は平成29年12月1日から適用いたします。

次に、第2条の改正ですが、勤勉手当について、0.1カ月上乗せ分を6月の勤勉手当と12月の勤勉手当に振り分けするため、第1条で改正したばかりの月数0.95カ月上乗せ分を6月、12月それぞれ0.9カ月に改めるものでございます。

第2条の規定は平成30年4月1日から施行いたします。

附則については、今ご説明いたしましたそれぞれの改正の適用日と内払いの規定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第4号 美浜町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

国の企業立地の促進等による地域における産業集積及び活性化に関する法律が改正され、法律の題名が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されました。また、条文中の語句の改正や条ずれ等が生じたので、国の法律との整合を図るため、美浜町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例のうち、引用する部分を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、現在、美浜町において固定資産税の特別措置の該当はございません。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 美浜町で該当は今のところないと。ただ、町としてこういう法律なり条例を使って企業を呼ぶというのはなかなか難しい話ですけども、こういったことに対応するような考えというのは町として今のところございますでしょうか。

○議長（高野正君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

この条例は和歌山県が策定する計画にのっとって計画を進めなければ該当しないということなので、町独自でできるというふうな条例ではございません。

以上でございます。

○議長（高野正君） 谷議員。

○2番（谷重幸君） 町としてそこまで踏み込んでやるという考えは、町長、ございませんか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

全体に私、ちょっと詳しくないということを申し上げたいと思います。町といたしましては、企業立地ということですが、なかなか工場用地、企業誘致等々の土地が少ないかと思うんです。企業誘致というような形で少しでも何かがあればということで今後とも取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 谷議員に関連してですが、谷輪課長にお伺いいたします。

この題名だけ見たら、変え方を見ても地域経済牽引事業云々、ほんまに地方が発展することを願った名前に変えるというんか、喉から手が出るほど町としては望む法律名なんですけれども、県云々とおっしゃいました。具体的に、もし美浜町にどのくらいの規模のどのようなものが来たときにこの対象になるんでしょうか。そこら辺、法律文だけでは我々、具体的にこんな企業が来たときはこの対象になるんですよということを概念的につかめないので、そんな細かいことはいいですので、我々が理解できるような、こんな企業を対象にしていますよということをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 田渕議員のご質問にお答えいたします。

これ、対象分野が成長ものづくり分野という、機械器具等製造分野、ロボット等加工組立分野、化学工業、また農林水産分野、エネルギー環境分野等ございますけれども、建物、土地、構築物の取得価格が1億円超という条件がついております。それに該当して計画をつくって、当たりましたら3年間固定資産税を課税免除するということになっております。

以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 今、課長が言われていた1億円超ですか、なかなかそんな設備投資できるような企業というのはないと思うんで、つらい話なんですけれども、でも私どももそうなんですけれども、今現在、社長を初め20人ばかりの企業に私も属しておるわけなんです。当然そこで働いてくださっている従業員の方々というのは美浜町在住の者もおれば隣の御坊市、日高町、それぞれがうちの会社で仕事をさせていただいて所得を得て、税金をそれぞれの町に納めてくださっているわけなんです。それはそれで一つの地域経済というのを支えているか細かい木かもわかりませんが、そういうところにも着目するような、町独自で例えばこういうのはこういう国からの大きな枠で法律が改正されて今回条例ということなんですけれども、美浜町独自でそういう小さい企業にも光を当てるような、今現実、この辺を見渡してもほとんどそんな企業しかないと思うんですよ。そういうところにもやっぱり光を当てるような何がしかのこういう条例というのは、今後つくるつもりが町長、あってくれたら非常にうれしいんですけども、いかがでしょうか。

○町長（森下誠史君） 谷口議員にお答えいたします。

議員がおっしゃるのは、町独自でそういった形の優遇税制等々を検討したらどうかというふうなご質問であったかと思うんですけれども、ご承知のとおり、半島振興法とかそういった形の企業誘致ということで税の優遇措置等々ございます。現時点では町としてということでは、私の認識で、間違っていたらまた担当課長のほうからご説明させますけれども、町独自は現時点ではないかと思えます。どういったことを企業人が望んでいる、だから国、また県、それで何かが足りないということで、そこでフォローというのが町のそういった優遇税制でなかろうかなと私は認識しておるんですけれども、何かがあればそういったことも考えたいと思うんです。

その辺に関しましては、今ここでこうしていきますという確約はできないんですけれども、一度担当課長等々とも協議ということで一回やっていきたいなと、このように思っております。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今、谷口議員の質問を聞いていて、まさしくそのとおりやと思うんです、課長。私も同じ意味で、例えば資本金が1億円以上という、美浜町にそういうのが来てくれたらうれしいけれども、なかなか来てくれんと。1億円の企業でも固定資産税が3年間減額されるという話なんでしょう。それくらいのものだったら、美浜町で起業したらある程度優遇措置もありますよというようなことぐらいは、ささやかなでも美浜町の活性化のためにというほうが具体性があるし可能性もあるん違うのかなと。

島根県の海士町があるでしょう。あそこなんかは自分とこの町で起業してくれたら会社を建てましょうと行って、干しなまこの東京のほうから来られた人に50,000千円で会社建てたというような話まであるんですよ、実際問題。そんなことせよとは私も申しません、今の時点で。でも、やっぱりささやかながら今、町長も検討を一遍してみますというような話で、町独自で今、谷口議員がおっしゃったようなものを小さい規模で少しでもお役に立てるようなものやっっていくのが実際、具体性のある話だと思うんです。

確かに、おっしゃったように、税金を納めここに住んでくれという、そういう条件さえきちんとしていたら、それくらい安いものやさかい前向きに、ちょっとくどいようですけども、この名前を変えたように、美浜町の地域の経済を牽引していってもらおうというようなこういう目的でだったらちょっと考えてみてもええん違うかと。私のほうからも、答弁は結構ですよ、先のことやで。重ねてお願いしておきます。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第5号 美浜町出生祝金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

もともとこの条例は、町内在住の第3子以降の出産に対して、次代を担う子どもの誕生を祝い保護者の経済的負担の軽減を図るため平成24年12月に制定されたものですが、条例中第2条の受給資格の定めが、2人目の子どもが双子である場合や1人目の子どもが三つ子であるなど多胎児である場合の取り扱いが明確でないことが判明いたしました。これに対応するため、第2条に第2項を追加し、多胎児を出産して第3子以降となった場合も受給資格がある旨を明記するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この条例、可決した当時からちょっと疑問に思っていたことなんですけれども、今ちょうど出てきたので、いい機会かなと思って発言させてもらいます。

町長はこの目的、公約にもありましたように少子化対策の一環ということでやったことは理解もしますし、理解もしたんで賛成もしたわけなんですけれども、今の時代というものを正面から見てみたら、確かに町長の言うことを間違っておるということを言うんじゃないんですけれども、いわゆる子どもの貧困、いわゆるチャイルドプアというような問題というのは、本当に見えない中で深く浸透しているという現実があるんです。結局、1人で育てている場合46%とか、半分に近いところが子どもの貧困の対象になると言うような話が具体的にあるんです。この条例の中にも応援給付金、支援というので子育てを応援するという意味合いもあるのはわかるんです。でも、むしろ町長、これも一遍提案なんです。検討してみしてほしいと思うんです。

その目的はよく理解します。でも、所得制限を設けてもうちょっと、3子なら3子やないけれども、以降の子に手厚くするとか、要するに子育ての出生祝い金の意味合いをもう少し子どもの貧困のほうに伸ばすというような検討をしていくべきだと思うんです。

私も近年、いろんな本なりニュースを見ている中で、どうやら少子高齢化というのは、我々が認識しているというか私が認識していることよりもかなりひどいなど。いわゆる空き家対策なんかは空き家バンクで検討しますと、そんな程度でおさまるような軽いもの

じゃない。もうにっちもさっちもいかんの違うかと私、実際に最近そう思うんです。チャイルドプアという問題もかなり根深いんで、もう少し所得制限を加えて、意味合いを変えて、ある意味で手厚くする分は手厚くしてもいいと思うんですけれども、そこら辺の方向性の検討というのを一回していただけないか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

本当におっしゃるとおり、チャイルドプアというか、特にひとり親で子育て等々というような形の中で、新聞もそうでございます。またいろんなテレビ等々でも私自身目にするケースは多々ございます。

今回の出生祝い金、そして子育て応援給付金ということですが、議員がおっしゃるとおり、少子化対策もそうでございます。それとともに少しでも町のほうから経済的なご支援をというような形の中で、これをさせていただいたつもりでございます。

議員がおっしゃるとおり、所得制限というような形でございますが、これは、まれには所得の高い方でこういった多くのお子さんをお持ちというケースもあろうかと思うんですけれども、私のイメージとしたら、若いご夫婦等々が2人の中で続いて3人目をというような形の中で少しでも町のほうで応援できたらなという形の中で、私は今これを上程させていただいたという記憶もございますし、今もそうでございます。

その辺で言えば、所得制限というような形で今、田淵議員おっしゃられたんですよ。その辺につきましては一度勉強させてください。ただ、今私のケースでいえば、例えば先般も税制改正の中で8,500千円以上の方につきましたらば増税ですよというような形でたしか載っていたかと思うんですけれども、そういった形の突出するケースは少ないと私、認識しておるんです。一度勉強させてください。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町出生祝い金及び子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第6号 工事請負契約の変更につきまして細部説明を申し上げます。

平成29年度における町道吉原上田井線橋梁下部工事につきましては、さきの第3回定例会において2億20,320千円で議決をいただき、株式会社市川組美浜支店支店長市川美貴氏と工事請負契約を締結の上、西川河道内での橋脚及び西川左岸堤体における橋台等の建設工事を進めてきているところであります。

今回の変更は、今後の進捗を図るため、補助事業費の執行残をもって本年8月に完成した西川右岸側の橋台と吉原側道路との接合部分に係る踏掛版設置工や、同じく吉原側の車道や歩道に係る舗装工を追加して施工すること、また、橋脚工での仮栈橋に要するH型钢の打ち込み、引き抜き本数の増加が主たる内容であります。

その費用として11,680,200円を追加し、契約金額を2億32,000,200円に増額いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の説明はよく理解します。

何を質問したいのかと申しますと、結局、増額された金額が10,000千円を超えるわけですよ。そして、いただいている資料を見て赤いところといったら落札したところと対岸になり、舗装という性格も違う。これ、今の時代、仕事がないと言っているときに何で随契で出してしまうという、別に入札しなかったんですか。僕は、むしろ平等に町の業者の方に潤っていただくということからしてみたら、これだけ10,000千円あるんだから舗装工事、性格も違いますよね。だからここへ別に何して工事を出して、今の方がとればそれはそれでいいんですよ。でもやっぱり10,000千円もあるものは平等に、ある意味ではほかの業者にもチャンスを与えてあげたらええんと違うんかなと思うけれども、なぜ一緒にしたかという、そこら辺の理由、そっちにあるんかこっちにあるんかわかりませんけれども、ご説明をお願いします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えいたします。

今回議案でご提案させていただいている11,680,200円の増額の変更契約でございます。お手元に資料もお配りさせていただいておりますが、直工ベースでの設計額の内訳を今から申し上げます。

まず、赤字の一番上段、仮栈橋に係る部分につきましては、千円未満の端数は切り捨てて申し上げますけれども3,287千円、L型街渠につきましては566千円、アスファルト舗装で2,385千円、一番最後の踏掛版におきましては608千円、あともろもろの経費として795千円の合計、直工ベースで7,537千円でございます。

おっしゃるとおり、その中で例えばL型街渠から舗装の部分とかを別で出してはどうかというお話ですけれども、それはそれとして不可能ではないと思いますけれども、我々としていたしましては、仮栈橋のH鋼の打ち込みから含めて今回の踏掛版まで、現在受注してい

ただいている業者さんと変更契約をしたいというふうに至ったところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 課長の説明はよくわかりました。確かにこうして金額を内訳してみたら、いただいた地図を見せてもろうたら赤いところが物すごく大きいんで、これが何か10,000千円あるように思いますけれども、内訳を見てみたらH綱云々という、橋脚に関するところが結構あるというんで、その意味でわかりました。

でも、少なくともアスファルトの舗装工事で2,300千円、そう考えたら小さくなってしまいうんで、やっぱり課長の判断が正しいのかなとは思いますが、少なくとも業者の人が全体的に潤っていただくということには、こんな時代ですので今後も配慮していただきたいなということをお願いしておきます。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時10分です。

午前九時五十八分休憩

——・——

午前十時一〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第8 議案第7号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第7号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第6号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ31,105千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を42億49,151千円とするものでございます。

最初に、全体的なものとして各費目に給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の追加がございまして、この追加は、給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増加分と勤務評定の結果による増加分等が主な要因でございまして。

では、まず4ページの第2表、債務負担行為の追加は、地方創生関係事務で公用車をリースする予算を計上していましたが、来年度以降の経費について債務負担行為の設定が抜けていましたので、追加するものでございます。

5ページの第3表は地方債の追加でございます。国からの全国瞬時警報システム（Jアラート）の更新に係る地方債補正合計4,100千円でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

9ページ、地方交付税23,265千円は、補正財源の調整による増額でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金60千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したことによるものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金1,404千円の追加は、障害者総合支援法等の改正に伴う電算システムの改修費への補助金、総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金1,660千円の追加は、希望する方について住民票に旧姓を表記できるよう住基システムを改修するための補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金435千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

11ページ、県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金2,800千円の追加は、和田地区の農道改良事業が県の農地耕作条件改善事業に新たに採択されたことによるもの、商工費県補助金、観光費県補助金2,927千円の減額は、精算による額の確定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金408千円の追加は、財政調整基金及び墓地基金の利息の増額が見込まれるための追加でございます。

町債4,100千円の追加は、Jアラートの更新を前倒しして実施するための起債の追加でございます。

以上が歳入の状況でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

13ページ、議会費130千円の追加は、人事院勧告と勤務評定によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費8,412千円の追加は、人事院勧告と勤務評定による追加とは別に、超過勤務手当の追加、旅費の追加、有料道路通行料の追加を計上してございます。委託料の追加は、マイナンバーの導入に伴い内部監査による取り扱い状況の点検業務が必須となっていることから、業者委託する経費を計上したものでございます。

交通安全対策費の需用費の追加は、台風による暴風でカーブミラーの損傷箇所がふえ、修繕費が多額となったため、備品購入費と振りかえするものです。

15ページの財政調整基金費の積立金407千円の追加は、利息の追加分の積立金でございます。

徴税費、戸籍住民基本台帳費は、いずれも人件費の補正でございますが、戸籍住民基本

台帳費のうち委託料1,660千円の追加は、希望する方について住民票に旧姓を表記できるように住基システムを改修するための費用でございます。

16ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費1,243千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したこと等に伴う繰出金の追加と、人事院勧告と勤務評定による人件費の増額でございます。

以下、国民年金費、老人福祉費の補正はそれぞれ人事院勧告と勤務評定によるものでございますが、老人福祉費の拠出金148千円の減額は、それぞれの会計での人件費の追加と介護保険でのシステム改修に係る繰り出しの減額でございます。

下段の心身障害者福祉費2,851千円の追加は、人事院勧告と勤務評定によるもの以外に、障害者総合支援法等の改正によりサービスが拡充されることに対応するため、電算システムの改修委託料2,808千円を追加するものでございます。

19ページの地域包括支援センター運営費113千円の追加も、人事院勧告と勤務評定による人件費の増額でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、報償費100千円の増額は該当者がふえる見込みとなったもの、児童福祉施設費786千円の追加は認可保育所の公定価格の改正などによるものでございます。

児童措置費及び次のページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の補正は、人事院勧告と勤務評定によるものでございます。

21ページの墓地管理費1千円の追加は、基金利子の追加によるものです。

農林水産業費、農業費、農業委員会費と農業総務費の補正は、人事院勧告と勤務評定によるものでございます。

農業振興費290千円の追加は、さきの台風21号により被害を受けたハウスの補強費用に関し、県が追加して補助採択することから、町もこれに追随し、野菜花き産地総合支援事業補助金を支出するものでございます。

23ページの農地費の5,348千円の追加のうち、歳入でも申し上げましたが、和田地区における未舗装の農道を改良する工事が県の農地耕作条件改善事業に追加して採択されたため、工事請負費で4,700千円を追加するものでございます。

農業集落排水事業特別会計への繰り出しの追加は、人事院勧告と勤務評定による人件費でございます。

林業費、林業総務費1,480千円の追加は、松の幼木林における間伐を行うため保安林作業員の雇い入れ日数を延長するもので、それに伴う賃金と共済費でございます。

水産業費、水産業振興費142千円は人事院勧告と勤務評定による追加、下段の商工費99千円の追加は小規模事業者経営改善資金利子補給金の対象者の追加によるものでございます。

25ページに移って、観光費1,612千円の減額は、潮騒かおる公園トイレの事業費精算によるものでございます。

土木費、土木管理費、土木総務費と道路橋梁費、道路新設改良費の追加は、人事院勧告と勤務評定による人件費の増額でございますが、土木総務費ではあわせて超過勤務手当の追加がございます。

27ページ、土木費、都市計画費、下水道費の公共下水道事業会計への繰出金の追加は、人事院勧告と勤務評定による人件費の増額でございます。

住宅費、住宅管理費の500千円の追加は、たび重なる台風被害により町営住宅の防水シートが2度も飛ばされる被害がありましたので、今後見込まれる補修費を補正するものでございます。

消防費、災害対策費4,700千円の追加は、Jアラートシステムの更新期限が平成30年度末までと迫っている中で前倒しして事業を実施するもの、常備消防費の117千円の追加は県防災ヘリコプター運行連絡協議会への負担金の追加でございます。

以下、教育費、教育総務費の事務局費、29ページのひまわりこども園費、社会教育費、いずれも今回の人事院勧告と勤務評定に伴う人件費の追加でございますが、ひまわりこども園費では、保健所からの指導もあって調理員、栄養士の検便回数をふやすと同時に、ノロウィルス検査の実施など感染対策に係る検診手数料を追加してございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げましたが、添付資料といたしまして給与費明細書と地方債に係る現在高見込み調書を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） この時期になったら人事院勧告と勤務評定という言葉が毎年言われていると感じます。そしてまた、ふえていますというお話が多いんですが、先ほどから人事院勧告で給料の査定がなされているというお話から、こういう大きな流れでどんなふう決定されているのか。

また、ちょっと素朴なんですけれども、私も民間で給料の上げ下げもやっていたんですけれども、勤務評定をつけてベースにしてということらしいんですが、どんなふうな方法でやっておられるのか。

また、私がいる限り、ふえたことしかないんです。もちろん減ったこともあったんですけど、ふえることが多いので、減ったこともあるのかという、この3点よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 北村議員にお答えいたします。

今おっしゃられましたように、人事院勧告による補正、それと勤務評定による補正という言葉が先ほどの細部説明で何か所も出てくるわけなんですけれども、一つ押さえておかなければならないのは、人事院勧告による追加というのと勤務評定による補正というのは全く別のものであるというのがまず1点目、あります。最初の人事院勧告による補正とい

うのは、先ほど給与条例のところでもありましたように、ことし4年連続で国家公務員の給料が大体若い方で1千円、私とかで400円本俸がアップされます。それと勤勉手当が0.1カ月アップになります。これがことしの人事院勧告です。4年連続と申しましたけれども、そして5年前はどうかというと、この年はたしか逆に減額だったように思います。減額の場合は4月にさかのぼってということをやらないので来年の4月からというふうなパターンが多いんですけども、今回のような増額の人事院勧告、給与改定の場合は4月にさかのぼってというふうな改定が多くあります。

4月にさかのぼって給料を400円例えばアップするとなると、その分のさかのぼり分も含めて、節でいうと第2節の給料というところにそのふえた分というのがまず補正予算で追加になってきます。同じく勤勉手当もそうですし、本俸が上がりますとそれに伴って共済費であるとか退職手当の負担金というのが連動して上がっていきますので、これに伴って出てくるのが、まず人事院勧告に伴う補正、追加ということになります。一般会計のみならず、特別会計についても全て出てくるという形になります。

ですので、人勤が全くない年というのも過去にはあったかと思えますけれども、そのときには人事院勧告による補正というのは出てこないというのがまず1点目、あります。

次に、勤務評定による増額というやつです。

勤務評定というのは、もう美浜町では導入して六、七年、もう少しなりますか、ということなんですけれども、昨年からは全市町村の必須というふうになっています。基本、給料表で1年間滞りなく勤務すると次の定期昇給時に4号上がるというのが基本の考え方です。55歳を超えると上がり幅が少なくなりますけれども、基本4号上がるというのが考え方です。

これについて、当初予算では全員4号上がるという前提で人件費を計上しています。ところが、年度末になりますけれども、昨年度末に1年間の勤務評定を行い、各課員については課長が行い、管理職については副町長と教育長が行うというような形で今勤務評定をやっていますけれども、それによって、今S、A、B、C、Dというふうな5段階になっていますけれども、Sの評価を受けた方については本来4号のところを8号上がるという、倍上がるというふうな運用をしています。これについてはほんの数%の方だけですので、そんなに何人もということではないんですけども、これをやることによって、当初予算で一律4号で見込んでいたところをそういう方が出てきたところについてはプラスの補正が必要になってくる。同じく勤勉手当についても勤務評定が反映されますので、評価がよかったところについては勤勉手当の増額も出てくるというふうな形で、今回はたまたま人事院勧告によるプラス分と勤務評定によるプラス分が合わさって補正で出てきていますので、両方合わせた補正予算と人件費の補正というふうな内容になってございます。

以上です。

○議長（高野正君） 7番、鈴木議員。

○7番（鈴木基次君） 関連で、今の人件費の増額に関して、人事院勧告による増額とい

うのは当初予算で組めないのはわかるんですけども、勤務評定による増額というのは、今、課長の説明では、最初4号上がる分を見込んで当初予算を立てると。そして勤務評定した後、人によってはまた4号上がる人もいてるしということで、総額で言うたら、勤務評定による増額というのはみんな4号上がるわけやから、それプラスアルファの分がみんな上がっているという認識でいいんですね。今言うたように、標準が4号上がるけれども、4号上がらん人はないと、もう全員4号上げると。予算もそれで組んでいると。だから、増額しているということは4号以上上がった人に対しての増額分が補正で出てきているという認識ですね。

だから、勤務評定による増額が多いということは、それだけその年頑張ったんで、勤務評定の結果がよいから追加分が多いと。ことしに関してはどのぐらい、人事院勧告の分と別にして勤務評定による増額、それに限っては別予算やから、勤務評定による増額は大体例年に比べて多いんやと、いや例年どおりやと、そこらあたり、わかる範囲で結構ですから、それらの仕組みについてもうちちょっと詳しく説明していただければなど。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） プラスばかりでマイナスはないのかという1点目のお話ですけども、先ほど言いました5段階評価という中にS、A、B、C、Dとありまして、標準が上から3つ目ですのでB評価であれば4号ですけども、まれに、例えば何か事故と申しますか不祥事と申しますか、そういうので町長から嚴重注意とかいろんな処分とかを受けたケースでは、そこがCになったりDになったりというケースもあります。その場合は4号上がるのを2号しか上がらなかつたりとかいうのがあります。今回は該当する方はいませんでしたけれども、過去にはそういう方で4号上がらなかつた方というのがあります。

勤勉手当のほうは、逆に予算総額の範囲内で調整するというふうになっていますので、そこは規則との絡みになってくるんですけども、先ほども給与条例にありました勤勉手当は条例上は年間1.8となっているんですけども、規則のほうでそれよりちょっと低い率というのを定めているんです。それはなぜかという、そこで条例の月数とは別の、若干そこより低い月数を規則で定めることによって、そこで出てきた余剰分をS評価、A評価の人の勤勉手当に上乘せするという調整を今やっています。これは国もそんなやり方をしているんですけども、それによって勤勉手当は予算総額内で評価分をおさめる、ボーナスの多い人少ない人というのを予算範囲でやるということになっているんですけども、昇給につきましては、先ほど言いました当初予算分では全員普通に1年間勤務して4号という予算取りをしていますので、それより評価がよかった人についてはプラスの補正が出てくると。

そこを突き詰めますと、少ない人数での会計ですので、調整額の多かつた会計とか費目とかいうのが出てきますので、余り詳細を説明すると支障が出てくる分もあるかと思いませんけれども、考え方はそういうやり方をやっています。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 先ほどの続きなんですけれども、そしたら、人事院勧告で上げろよと言われてたら、ちょっと僕わからないので教えてください。ほんならもう毎年今4年間上がっていると。そしたら、ずっと上がり続ける可能性だってあるということですか。その制御はないということですか。もちろん勤務評定にもよりますし、金額的にもよると思うんですけれども、今現状4年間上がっていますよということは、ずっと上がり続けているという解釈ですか。

それと、先ほどちょっとおっしゃっていたのであれなんですけれども、課員は課長が査定して、課長は副町長が査定しているという見解でよろしいですね。その2つをちょっとお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 答弁が前後しますけれども、今の査定の話については、課員については課長がまず1次評価を行って、それを最終的には副町長、教育長、私も入りますけれども、そこで決定すると。管理職については、副町長、教育長のところへ直接課長から自己評価なるものを出したのに対して、それぞれ副町長、教育長が査定というか評価をして、最終的に町長が決定するというふうな形になっています。

人事院勧告がある限りふえ続けるのかということの1点目の話ですけれども、先ほど給与条例のところの細部説明でもありましたように、国は人事院というのをっていて、公務員がストできない分を人事院が補うという考え方で、県についても県の人事委員会というのがありますので、そこが一応民間との差を調整して勧告を出すと。

美浜町のように小規模な市町で人事院を持たない町については、基本、県の人事委員会の勧告とかを参考に町で対応しなさいというふうな書き方をされています。ですので、県はプラスの勧告を出しているけれども美浜町は給与改定をしないという選択もなくはないんですけれども、このところのアベノミクスで景気がよくなって賃金が上がっているというあたりの国のアピールという部分もあると思いますので、ここ4年連続はプラス改定というのが出ています。町としても、それに沿った形で給与改定をお願いしたということでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 勤務評定で管理職の方は副町長と教育長が査定をされるというお話だったと思うんですけれども、議会費の中にも評定されてアップされていると思うんですが、局長の評定というのはどなたが行っているのでしょうか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今の中で、教育委員会の管理職については教育長ですけれども、それ以外の部局については副町長が第1次評価者という形になってございます。

以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 局長ももちろん役場の職員さんですから、普通の流れでいけば別に何ら違和感はないと思うんですけども、局長になられている間は、こういう言い方が適当かどうかわかりませんが、あちら側の人間、こちら側の人間という言い方をあえてさせていただけるとしたら、やっぱり局長というのは我々の側の人間やというふうに私は理解もしておりますし、優しいお兄さんというつもりでふだんから接しもさせてもらっています。その方の評価を副町長がなさっているということになってくると、そこはやっぱり若干の違和感を……。ほかの自治体もそういうことをされていると思うんですけども、やっぱりそこは若干違うんじゃないかなと。やっぱり議長なりが本来であれば査定されて、それで決定じゃないにしても、議長がそもそも査定に加わる、局長に関しては。そういう場というか会議とかはないんでしょうか。

○議長（高野正君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 現在、制度的にはそういう形でやらせてもらっていますし、評価という意味では公正な形で評価しているということに努めているということでもあります。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 正当な評価はもちろんされているというふうに私も信じておりますけれども、やっぱりそこら辺、私も議員をやらせていただいてもう6年、7年ぐらになるんですけども、局長というお立場というのは議長を補佐して、ここの本会議なんかで。ふだんはもちろん職員さんと接する機会のほうが圧倒的に多いんでしょうけれども、やっぱり議会が始まって、いつも事務局に行ったら局長が座っていて、我々が議会も委員会もない日なんかでもちょっと相談事とかあったり、いろいろ我々に対してアドバイスもしてくださっていますので、だから、せめてそういう勤務評定なるものがあるのであれば、局長に対しても。我々議員一人一人の意見まで言わせとまでは言いませんけれども、せめて議長、副議長の意見、そういうのも反映していただくような形に今後持って行っていただけたらありがたいと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（高野正君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） いろんな意味で情報を得た上でということにしたいと思います。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） Jアラートの設備の改修業務について、先ほど細部説明では更新時期が迫っているので前倒しでやるということなんですが、余り前倒しのメリットがよくわからないんです。新たに何かシステムを追加されるとか、そういったものであれば前倒しでもいいのかなと思ったりするんですが、先ほどの説明では前倒しのところのメリットとか、そういうのがよくわからないので説明ください。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） Jアラートの前倒し補正に対してお答えいたします。

これは、全国一斉に31年4月からJアラートスリーからJアラートフォーへの切りかえ、全国一斉に運用が開始できるよう国から通達がございます。それに対して改修を行うわけですけれども、我々美浜町のJアラートのシステムは、平成21年に導入を行いました。22年から運用を開始しております。8年ぐらいたってくるわけですけれども、国のほうから、31年4月から全国一斉にJアラートフォーが運用できるようという通達がございます。

その中で、これ全国一斉ということがございますので、やはり発注がかなり集中するというふうな予想がされます。その中で、隣接県内においても例えばもう9月にそういうことを見越して補正されているところ、12月に補正されているところというのが多々あるように伺っております。そういうことを勘案するとともに、我々美浜町は、今年度もそうだったんですけれども、やはり台風による警報であったり突風による暴風警報であったりというのが春先に集中したり梅雨時期の大雨というのもございますので、前倒しで改修を行うように補正させていただいております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 谷議員に関連して質問させていただきます。

Jアラートというのはそんなに昔からちゃんと整備できていたんですか。お恥ずかしい話、知らなかったです。最近北朝鮮になって急に宣伝されるので、Jアラートってあるんやなど、そんな情けない話なんですけれども、4ページ、5ページですが、Jアラートを見たら、緊急防災・減災事業のJアラートと防災対策事業のJアラートと2つに分かれておりますし、予算も別になっております。ところが、28ページですか、ここでは委託料で4,700千円になっております。ここら辺、2,400千円と1,700千円というのはどんなに違うのかなど。確かに名前は緊急防災・減災事業というのと防災対策事業というのがあるんで、鳴り方が違うとか、そもそも美浜町のJアラートの音って普通、町民は聞いたことないんですよね。これ、どんなに違うのかちょっとお示しいただけたらと思います。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、緊急防災・減災債の部分でございますけれども、これの起債対象額が2,400千円でございます。充当率が100%、交付税措置70%、それと防災対策事業債が、起債対象額が2,280千円です。充当率が75%の交付税措置30%、起債対象額が1,700千円になっております。田淵議員のおっしゃられるこれは何が違うんだという話ですけれども、Jアラートのシステムといいますと、通信衛星がございまして、武力であったり気象災害であったりというのが発生したときに消防庁なり気象庁から衛星のほうへ通信されます。衛星から各都道府県であったり市町村の庁舎にあるJアラートシステムに伝達されます。その部分はJアラートシステムなんですけれども、そこからうちの防

災行政無線へ自動起動して放送が流れるというふうなシステムになっていますので、Jアラートシステムのみですと放送が流れないと。それに防災行政無線を通じて放送できるような自動起動システムというのがございます。Jアラートシステムについては緊急防災・減災債で充当しております。次に自動起動システム、その部分につきましては防災対策事業債というところで、内訳の中で分かれているような状況でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の説明でよくわかりました、そういうことなら。

それで、これは結局、そうしたら国が衛星を使って県へ来て、県から来て自動に鳴らすということは、我々職員の方がどうこうというんじゃない勝手に鳴り出すと、そういうようなシステムになっていると理解していいわけですよ。

これ、実際問題どんな音がするんですか、要するに我々が役場で鳴らすサイレンというたら消防の火事の際のサイレンなんだけど、何か特別な音がするんですか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 音にも幾つかございます。例えば最近、北朝鮮のミサイルに対応する音であったりというのがございますけれども、なかなかどういう音という表現はしにくいものでございまして、ただ、かなり耳ざわりな音というのか、ちょっと聞きなれない音というんですか、そういうふうな音になっております。

Jアラートにつきましては、警報が出たときに放送される防災、美浜町ですと最後に。あの部分もJアラートを経由しているわけなんです。なので、美浜町でいいますと今11時のチャイム、5時のチャイム、それと防災企画課の職員が町内放送をしている放送、それ以外はJアラートを通じてされているというふうな解釈をしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） よくわかりました。

それでは、消防のサイレンが鳴ったときに、後でただいまのサイレンは何々ですと、今の課長のお話を聞かせてもらったら、ミサイル飛んでくるときとかいろいろなことで微妙に違っていると、耳ざわりな音やというような話をされていましたが、その後で、火事の場合だったら美浜町どこそこの何番地が火災ですというように、簡単に言えばただいまのJアラートは北朝鮮からのミサイルに関するものだという役場の口頭の言葉は入るんですか。そこら辺はいかがですか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 例えば北朝鮮のミサイルであったりするときは、ミサイル発射のおそれがというふうな、たしか音声 flowed と思います。

それと、すみません、広域消防から流れてくる分につきましては、これはちょっと説明が不足しておりました。広域消防から流れてくるサイレンにつきましては、また広域消防

からの防災行政無線との連結になっております。

以上です。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 15、16ページの総務費の戸籍住民基本台帳費のところの13番の委託料の電算処理委託料1,660千円の件ですが、先ほどの細部説明では住民票に旧姓を表記できるようになったと言われたように思います。

それでちょっと質問なんですけれども、基本はやっぱり今までどおり旧姓は表記しないで、必要なときにだけ表記するということだと思えますけれども、今までだったら、旧姓が必要なときは戸籍謄本をとったりして、こういうふうな形で旧姓がこうですとって、証明書を出してもらうときにそういうことを私もしたことがあるんですけれども、住民票に旧姓を表記できるということは、戸籍謄本と2部とらなくてもその1部で、住民さんの要望の内容によって違うとは思えますけれども、そういうようなことになって、住民さんに2部とるところを1部しかとらなくてもよくなったというメリットができたというように解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（高野正君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今までは旧姓が必要なときは戸籍抄本なり戸籍謄本をとっていただいで提出していたと。これは個人番号カード、マイナンバー関係でそのカードに旧姓を併記するために、まずは住民票に希望者のみ併記していただくというシステムになっております。ですから、議員がおっしゃるとおり、これからはそういう戸籍抄本なり謄本なりをとっていただくなくてもそれで十分証明ができるのではないかと考えておりますが、提出先にもよるかと思えます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 4ページに債務負担行為がございます。公用車の借り入れで今の時期で1,900千円の債務負担行為、公用車を入れるんですけれども、これ、どう理解していいのかなど。普通から言うたら来年予算を組んだらそれで済むことなんで、わざわざ債務負担行為をここで組むというのがちょっとわかりかねるんで、このことについてご答弁願います。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

債務負担行為の件でございますけれども、当初予算で公用車のリースの予算を計上しております。その中で、この公用車を使用する目的は地域おこし協力隊の方が地域おこしに関する使用ということを目的としてリースの予算を計上しておりました。ただ、4月の時点で地域おこし協力隊の募集がなかったこと、6月の時点でもなかったことがありまして公用車はリースしておらなかったんです。

7月から1人の方が来られて活動していたんですけども、防災の公用車の中で用は足りていたところがあるんですけども、2人目も来られましたので、そういうところで当初予算に計上しておるので、残りの部分も債務負担行為を計上したということでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 理解します。

14ページの総務管理費なんですけれども、ちょっと説明してください。きょうはパソコンを持ってきていないのでわからないですけども、今の時期に超過勤務手当を700千円組むというのはちょっと大きいかなという気もするんです。今まで超過勤務手当に幾ら予算を組んでいたのか、今パソコンを持ってきていないのでちょっとわからないんですけども、このことについて一つ教えていただきたい。

それから、19番目の負担金補助及び交付金、退職手当の負担金3,930千円という、今の時期にちょっと突出して大きいんで、退職手当の負担金が出るということはわかります。給料も変われば何も変わる。関係したらすぐ出てくるのはわかりますけれども、これだけ突出して大きいんで、何か理由があるのかなということを聞きたいんです。よろしくお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） まず、超過勤務手当の追加についてでございます。

総務管理費の一般管理費の職員手当で支出している超過勤務手当の対象となる職員は、総務政策課の職員、防災企画課の職員、それと出納室の職員、この3課にまたがってここで超勤を出しています。総務もそうですけれども、特にことし防災さんが台風で夜出てくるケースとかもかなりあったり、地方創生だったりでかなり当初予定していたよりも夜遅くまで勤務することが多かったと。実際まだ今でも多いんですけども、そういう現状がございまして、予算に不足が生じる見込みであるということで今回追加させていただいています。

それと、退職手当負担金の追加です。

これにつきましては、町職員の退職金というのは県に総合事務組合、昔でいう退職手当事務組合というところに負担金を払って、退職金の支払いはそこを経由してそこから払うという形を美浜町はとっているわけなんですけれども、通常の負担金には自己都合退職で退職した場合の負担金の分しか掛けていないとか、負担していないという計算になりまして、定年退職などのいわゆる特別退職に該当する方については、通常の掛金プラス追加の負担金というのが発生してきます。実は来年3月で定年で退職される方の特別負担金というのは当初予算でもう既に見込んでいたんですけども、いろんな事情からもう一人の方が来年3月で特別退職に該当される方というのが発生しましたので、この方の特別分負担金、特別負担金を今回計上したと。三百何十万ぐらいだったと思うんですけども、その分が今回含まれてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 皆さんなさそうなんで、質問させていただきます。

28ページに県防災ヘリコプター運行連絡協議会、これ117千円、確かに今の時期に要るべきだということは三尾の緊急ヘリポートが稼働し始めたということになるんだと理解しますけれども、まず、あそこのヘリポートというのは運航をいつからできるんかと。いわゆる竣工はいつからできるんかということ。

それから、防災ヘリコプターのヘリポートができたんで117千円という、これから毎年ずっとこれだけ協議会の負担金として要するという、そういう理解でいいんでしょうか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

県防災ヘリコプター運行連絡協議会の負担金でございますけれども、これは当初予算でも常備消防費の中で負担金補助及び交付金で計上しております。当初735千円を計上しております、今回の補正額117千円でございます。

ここにつきましては、まず、うちのヘリ緊急場外離着陸場の関連ではございませんで、防災ヘリでございます、県が持っている「きしゅう」のヘリコプターの運行連絡協議会の負担金でございます。なので、協議会は和歌山県及び県内の市町村をもって構成するというふうに規約にもなっていますので、全ての、例えば山火事があったときに「きしゅう」が来たり、うちで申しますと、海へ転落してそれを救助したりというような「きしゅう」のヘリコプターの運航に関する負担金ということになっております。

増額の背景なんですけれども、これは、もともとかなり年々運行連絡協議会の中で隊員の人件費等を主に負担しているんですけれども、この部分についてかなり繰り越しもあったんで、和歌山県のほうで歳出が歳入より多くなるような予算をここ6年ぐらい組んでおりました。それで繰越金がずっと減ってきたんですけれども、今年度につきましては隊員の人件費が昨年に比べて6,000千円ほど上がっているんで、その分を各市町村で負担をお願いしたいということで増額をお願いしているところでございます。

それと、三尾の着工の見通しです。先日、最後の相続の関係で、カナダへ行っておられた方が死亡等されていたんですけれども、そこらの手続が一旦領事館のほうで済みまして、まだ契約には至っていませんけれども、おおむね契約できる見込みとなっております。ただ、相続される予定の方も高齢でありますので、今後その相続の方がまたというようなこともありまして、正式に相続もされて正式に契約しての着工になると思います。設計書はもうできておまして、工事の発注準備も粛々と進めているところなんですけれども、そういうような状況で書類のやりとりになっておりますので、対象の方が東京におられる方ですので、設計書はできているんですけれどもちょっとまだ発注できていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の説明でよくわかりました。

しかし、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、結局、730千円当初予算で協議会か何かで組んでいたと。それへ110千円、今ごろ負担金を持ってくるというのは、本来当初予算できちんと組んでおくべき性格のものですけれども、そこは百歩譲って、いろんな事情があったんで今ここで出てきたというのがあるんでしょう。トータルしたら730千円と110千円ということで、840千円、850千円、結局同じように、ヘリポートをつくったばかりにこれから毎年県のほうへ700千円強の協議会の負担金がふえていくと、そういうふうな理解の仕方でいいのかなということが1点。

いま一つ、確かに相続でどうこうということについては非常に難しい、課長が思うとおりに進まんというのはよく理解しますので、それは理解しますけれども、そうなってくると、今度3月末までやないけれども、それこそ債務負担行為でヘリポートの工事費を組む必要はないんでしょうか。この2点について質問いたします。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 最初の部分でございますけれども、「きしゅう」の運航の費用でございます、美浜町へヘリポートをつくったから負担金がふえているというわけではございません。

それと、ことし当初予算から117千円補正させてもらっていますけれども、これは人口割であったりという計算の仕方がありまして、和歌山県が事務局になっているんですけども、来年度の予想に関しましてはまた740千円に減りますので、今年度当初より5千円ほど多い予想になっております。

それと、建設のほうですけれども、3月31日、年度末を目指して着工、完成に向けて頑張っていきたいというふうに思います。そういうような、ここでこういうことを述べていいのかどうかわかりませんが、最悪いろいろ相続の関係で手間だったという部分もありましたので、それを理由といたしまして繰り越しというような措置もございまして、そこらを幾分か視野に入れながらやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（高野正君） もうありませんね。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成29年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第8号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ604千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億64,868千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。

6ページ、国庫支出金、国庫負担金につきましては、前期高齢者納付金の確定により療養給付費等負担金4千円の追加でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金50千円の追加は、基金利子の増額でございます。

繰入金、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定分及び人勧分の繰り入れでございまして、保険税軽減分619千円の追加、保険者支援分は118千円の減額、事務費繰入金の550千円の増額は人事院勧告と勤務評定等による職員の人件費の追加に伴うものでございます。

繰越金、前年度繰越金545千円の減額は財源調整でございます。

8ページの雑入44千円の追加は、過年度の国・県負担金の精算でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費の一般管理費は550千円の増額で、人事院勧告と勤務評定等に伴う増額でございます。

前期高齢者納付金等4千円は、額の確定によるものでございます。

基金積立金、積立金は利子分の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は13時とします。

午前十一時十二分休憩

——・——
午後一時〇〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第10 議案第9号 平成29年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第9号 平成29年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ648千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ79,905千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明申し上げます。

繰入金は一般会計繰入金648千円の追加でございまして、人事院勧告及び勤務評定に伴う人件費分として432千円の繰り入れ、下水道料金の平準化に伴うシステム改修に係る繰入金は合わせて216千円でございます。

次に、8ページからの歳出についてご説明申し上げます。

総務費、総務管理費、施設管理費648千円の追加は、人事院勧告と勤務評定などによる人件費の追加と、電算処理委託料で下水道料金の平準化に伴うシステム改修費216千円でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成29年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第10号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ430千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億34,719千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明申し上げます。

繰入金、一般会計繰入金430千円の追加につきましては、人事院勧告及び勤務評定に伴うものが214千円、下水道料金の平準化に伴うシステム改修に係る繰入金が216千円でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費430千円の追加は、人事院勧告と勤務評定などによる人件費の追加と、電算処理委託料で下水道料金の平準化に伴うシステム改修費216千円でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この補正について云々ということではないんですけども、今の副町長の説明にもありましたように、来年度から料金が統一されます。そういう形になりますと、公共下水と農業集落排水の会計というのが2つ存在して、それでなおかつ、その中でめいめいに採算とっていくような形になるのか、それとも公共下水のように下水道会計というような一つになって、その中でやっていくのか、そこら辺どういう形になってくるのでしょうか、お答え願います。

○議長（高野正君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 今、田淵議員のおっしゃるとおり、うちの課内でもそういう議論はしている段階であります。当然、農業集落排水事業、公共下水道事業、所轄官庁も違いますので、その辺の分類で一緒くたになるというのはなかなか難しいのかなと思うんですけども、できれば下水道会計一本という中にして、その中に農業集落排水があり公共下水があるというような形になればいいかなと思っておりますが、まだ研究段階であります。

ただ、これも早々に決めて、来年度予算にはどのような形が一番ベストなのかということをお財政のほうともいろいろ協議して決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） ありませんね。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成29年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第11号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ132千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億60,999千円とさせていただくものでございます。

まず、6ページの歳入からご説明申し上げます。

国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金459千円は、9月議会で補正をお認めいただいた介護保険システムのプログラム修正費に補助金が交付されることになったものでございます。

繰入金、一般会計繰入金327千円の減額は、人事院勧告と勤務評定に伴う人件費の追加132千円があるものの、プログラム修正費に国の補助金が交付されることになったので、一般会計からの繰り入れは減額となるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費132千円の追加は、人事院勧告と勤務評定による人件費でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 平成29年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第12号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ179千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億95,659千円とさせていただくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は179千円の追加でございます。人事院勧告と勤務評定による人件費の増額に対する収入でございます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費179千円の増額も、人事院勧告と勤務評定による人件費の追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 議案第13号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の支出の補正をお願いするものでございます。

4ページ、5ページの収益的収入及び支出の見積基礎の支出についてからご説明いたします。

水道事業費用、営業費用、総係費102千円の増額でございます。これについては、人事院勧告、勤務評定に伴う給料、手当、法定福利費の増額によるものでございます。

収益的支出の補正額は102千円の増額で、水道事業費用の合計は1億36,284千円となっております。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会議決を経なければ流用することができない経費として、102千円を増額し、26,171千円と改めてございます。

最後に、6ページは補正後のキャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億14,515千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 平成29年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） いただいた資料で、平成28年4月1日に施行された新しい法律によってこういうふうになったということはわかるんです。今までは農業者が農業委員になるという、そういうふうを考えていたんですけども、今回初めて会社経営の方が最後の方に入っているということで、これは農業委員会の選出方法の変更で、原則、農業者以外の方で1人以上任命しなければならないということがあったんですけども、このように農業委員、選挙と違って任命して、そして中立的なといいますか、農業従事者以外を入れた理由というか、それは何でしょうかということだけお知らせください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

国の制度改正ですので国でのお言葉をおかりして述べさせていただきます。

農業委員におきましては、農地の権利移動や転用の許可を主として行ってきております。その際に公平・公正な判断が強く求められる組織でなければならないという国の方針から、

農業に対して利害関係のない者を1名以上入れなければならないと、こういう制度でございいます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 中立的な立場の人を入れる入れないというところに関して、前議会でしたか、田淵議員も今後の農業を考えるに当たってしっかり考えないかんよというふうなやりとりもあったかと思うんですが、一応、地域の推薦や公募に基づきということになっておりますが実際、この方がこの中に入られて、農業のこと云々というのはかなり本当のところは難しい話でもあると思います。どこのどなたがこの方を推されたのかはわかりませんが、この方に何を求めて、役割というか、何かそういったものでもあれば教えていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 制度上、利害関係のない方であればどなたでも任命できる制度でございいます。この方の選考に当たっては当然区長さんからの推薦もいただいておりますけれども、商工会の会長もされているということ踏まえまして人選させていただいているところでございいます。

今まで農業者の方たちばかりの委員会でありましたけれども、こういう中立委員の人が1人なり2人なり入ってきて、今後の美浜町の農地の動向を感じ、またその際、新しい視点から何か意見なりをしていただければというふうにご考えてございいます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 次に、議案外となるようであれば議長、言っていただいたら結構なんですけれども、認定農業者について、一応みずから作成する農業経営改善計画、これを認定された方はそれぞれ持っておられるということなんだろうと思うんですが、いわゆる認定農業者ではなく農業として従事されている方と認定農業者としてされている方、これは、町としての支援として何か差があるものというのはいかがでしょうか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

今回、農業委員の中に7名の方が認定農業者でいらっしゃいます。町として認定している方はこの方たちも含めて25名ございいます。では認定農業者とはというお話になるんですけども、これも国の制度でございまして、平成5年に創設されてございいます。基本的には、意欲ある農業者の方であればまずは対象となると。その際、5年間の農業に関する経営計画を提出していただいて、それを町がよしとする、認定するということになってございいます。

特段、美浜町が認定農業者の方だけに限って支援しているという、補助なりそういうものは現在ございません。しかしながら国のほうでは、認定農業者の方には農業用関係の設

備投資とくに特別な低利の融資制度があったり、認定農業者さんに限って機械を購入する際の補助も国のほうからはございます。ということで、町としてはないんですけども、国のほうではそういう支援制度は設けられているところがございます。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

この採決は12人を一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、この採決は12人を一括して行うことに決定しました。

この採決は起立によって行います。

本件、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（高野正君） 起立多数です。したがって、議案第14号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時二十三分休憩

——・——

午後一時二十四分再開

○議長（高野正君） 再開します。

お諮りします。

ただいま議員提案として、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第17として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第17 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本件、事務局長が朗読します。

○事務局長（北裏典孝君） 発議第1号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書。

上記意見書案を、別紙のとおり美浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成29年12月14日

美浜町議会議長 高野 正様

提出者 美浜町議会議員 碓井啓介
賛成者 美浜町議会議員 谷口 徹
賛成者 美浜町議会議員 谷 重幸
賛成者 美浜町議会議員 北村龍二
賛成者 美浜町議会議員 田淵勝平

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、地域住民の安全・安心な暮らしや地域経済活動を支えるとともに、災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、住民生活には欠くことのできない重要な社会基盤施設の一つである。

本町では道路整備に係る国の交付金・補助金を活用し、町道整備や道路施設の長寿命化等を進めてきた。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、この特別措置は平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは、地方自治体にとっては死活問題である。

よって、国におかれては、継続かつ着実な道路整備を推進するため道路財特法の補助率のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

提出者 和歌山県美浜町議会議長 高野 正

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

以上です。

○議長（高野正君） 本件について、提出者の提案理由説明を求めます。3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 提案理由を申し上げます。

道路事業において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、市町村道整備等に充てる社会資本整備総合交付金事業の補助率等は50%を5%かさ上げし55%となっている。このかさ上げ規定は、平成29年度までの時限措置となっており、平成29年度末で期限が切れるとのことである。

このかさ上げ措置は、道路事業のほか、地方創生、防災対策等さまざまな施策に取り組んでいる我が町にとって財源確保の上で必要不可欠な制度であり、厳しい財政状況下の中、補助率等が低減されることは死活問題であります。

以上のことから、補助率のかさ上げ措置については平成30年度以降も継続されるよう、国の関係機関に対し、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書を提出します。

皆さんのご賛同をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後一時三十一分休憩

——・——

午後一時三十二分再開

○議長（高野正君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定しました。

追加日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午後一時三十四分閉会

お疲れさまでした。